

平成２８年 第２回教育委員会 会議録

日 時	平成２８年２月１９日（金） 午後３時３０分～５時４０分
場 所	向日市役所 第６会議室
出席委員	永野教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
欠席委員	なし
事 務 局	教育部長、次長兼文化財調査事務所長、次長兼文化資料館長、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課担当課長２名、学校教育課主幹２名、教育総務課係長、生涯学習課係長、教育総務課主査
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、前年第１３回及び本年第１回会議録の承認について諮る。 （全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。 本日は、委員会諸報告について報告を願う。
事務局	― 平成２８年度向日市指導の重点（案）について ― 表紙の写真は、学校教育関係が５枚、社会教育関係が４枚となっている。文化資料館、文化財調査事務所、図書館、あいさつ運動（PTAのいじめ防止キャンペーンの関係）が社会教育関係で、その他が学校教育関係である。できるだけ多くの学校の取組を紹介するため、異なる学校のものを採用している。本市で特徴的なふるさと学習や小中連携の取組については例年どおり載せており、就学前からの教育も意識して行うため、保幼小の連携については中央に載せている。なお、これらの写真は、使用許可確認中のものを含め案の段階である。 表紙にある３つの輪は「自立・共生・人権尊重」の３本の柱をイメージしたもので、この柱に沿って９つの取組を紹介するというコンセプトである。 全体としては、現在策定中であるふるさと向日市創生計画（案）や、京都府の教育振興プラン、現在策定中の京都府教育委員会の学校教育の重点等を踏まえて、内容を検討するとともに、よりコンパクトなものとして、身近で日常的に活用いただけるように内容を精選している。

事務局	○「新しい時代を拓く『自立・共生・人権尊重』の教育の推進」 説明分の冒頭４行については、ふるさと向日市創生計画（案）における時代の捉え方と整合を図るため、文言を見直した。 ○「学校教育指導の重点」 本市が目指す学力観である「生きる力」の要素として「確かな学力、豊かな人間性、健康や体力」について、その説明を国の学習指導要領で示されている説明に沿った内容とするとともに、「生きる力」という言葉を大きく掲載している。 目次は、内容の変更に伴って修正している。 ○基本的な改訂の方向 従来は１つの柱であった「健康の増進、体力の向上、安全・安心の確保」については、ふるさと向日市創生計画（案）と合わせて「健やかな身体の育成と体力の向上」と「安心・安全な教育環境の充実」の２本の柱に分け、全体として６本の柱としている。また、大項目及び中項目については、ふるさと向日市創生計画（案）や京都府の教育振興プラン、京都府教育委員会の学校教育の重点等を踏まえ、内容を見直し、小項目については原則削除とし、本年度重点的に取り組む内容を右欄に「特に配慮すべき事項」ということで掲載をしている。 ○社会教育の重点 基本的な改訂の方向は、学校教育の指導の重点と同様である。 従来は１つの柱であった「文化・スポーツの振興」については、ふるさと向日市創生計画（案）と合わせて「スポーツの振興」と「歴史・文化資源の整備と活用」の２本の柱に分け、全体として５本の柱としている。 （学校教育分野・社会教育分野の詳細な改正内容については、新旧対照表のとおり）
事務局	裏表紙に、従来から掲載している通学区域の弾力化制度の案内は別の冊子でお知らせしているため削除し、教育相談と向日市教育委員会組織図、主な文化施設の紹介について、内容を変えずに１ページに収まるようにレイアウトを変更した。また、向日市の史跡等の地図には、歴まちのロゴを挿入した。 【質疑】
委員	全体を見て、今回小項目が基本的に削除されているので、中項目に色付けをするとかえって見にくい。大項目に色付けをする方がいいのではない

	か。
委員	冊子２ページ「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康や体力」の３本柱の色と、下段の色が対応していない。
事務局	ご指摘の部分は再考したい。
委員	新旧対照表（学校教育）８ページ「２人権教育の推進」（１）で「京都府人権教育・啓発推進計画（第２次）」となっているが、向日市は「第２次向日市人権教育・啓発推進計画」になっている。これはどちらも正式名称なのか。
事務局	そのとおりである。
委員	新旧対照表（学校教育）５ページ「２特別支援教育の充実」（１）の特に配慮すべき事項で「授業のユニバーサルデザイン化」とあるが、具体的にどのようなことか。
委員	教員が児童生徒に分かりやすく黒板に書くといったイメージか。
事務局	通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒が学びやすいように授業を改善することが、結果的にすべての子どもたちにわかりやすい授業になる。専門的な用語のため、注釈を入れる等工夫したい。
委員	現代的課題という言葉が何箇所か出てくるが、各箇所で「現代的」の定義が違うと思う。例えば、新旧対照表（学校教育）６ページ「４現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実」の現代的課題は、情報教育や環境教育と具体的に言われたが、１０ページ「健やかな身体の育成と体力の向上」の説明にある「現代的な健康課題」では、病気に関すること等であると説明があった。
事務局	社会教育分野では、新旧対照表（社会教育）２ページ「２社会教育施設における学習機会の充実」の＜公民館＞と、３ページ「１家庭の教育力の向上」（２）の２箇所である。 公民館は生涯学習の拠点であり、その時勢に応じた学習機会の提供が必要であるため、現代的課題を特定していない。家庭の教育力の向上では、様々な課題の中でも危険ドラッグやインターネットに絞り、現代的課題という言葉の前に説明をしている。
委員	それぞれの項目に沿った現代的課題となっているので、理解できると思

	う。
委員	冊子２ページの「生きる力」の文言を「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康や体力」の３本柱の左側に記載してはどうか。
事務局	「生きる力」の３つの要素が「確かな学力」「豊かな人間性」「健康や体力」であるため、それぞれの説明の右側に記載している。
教育長	間に説明があるので分かりにくいかもしれない。検討したい。
委員	新旧対照表（学校教育）６ページ「４現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実」（２）の特に配慮すべき事項に情報活用能力とあるが、これはパソコン等の操作が上手いとか、情報の検索が的確にできるというイメージがある。情報モラルの方をもっと教えるべきかと思う。
事務局	情報活用能力の一部として情報モラル教育があり、特に配慮すべき事項として情報活用能力の育成としているのは、情報を得る力、発信する力、情報を正しく使うことをバランス良く育成するという意味である。
委員	語尾にある「充実」や「育成」、「協力」という文言を、もう少し工夫できないか。
事務局	語尾によって現在の進捗度合いが分かるようにしている。すでに取り組んでおり、もう少し踏み込む必要があるものについては「充実」であり、これから新たに進めていきたいものについては「活用」や「実施」「推進」という表現にしている。
委員	それぞれの違いは理解できる。
委員	「実施」は今までできていなかったことをすることか。
事務局	できていないこと、若しくはすべての小中学校ではできていないなど、「充実」までは踏み込めていないことを、これから進めていくというイメージである。
委員	新旧対照表（社会教育）３ページ「１家庭の教育力の向上」（１）の特に配慮すべき事項にある「就学前からの」という文言は「家庭教育」にかかると思うが、このまま読んだら「子ども」にかかるように思えてしまう。
事務局	分かりやすいように、工夫したい。

委員	新旧対照表（学校教育）８ページ「１道徳教育の充実」（２）の「人を思いやり生命を大切にする心等」の「等」はいらないのではないかと。
事務局	特に意識してほしい自立心、自律性、生命の尊重を記載しているが、他にも２０近くある指導項目もしっかり学んでほしいので、敢えて「等」という言葉を挿入している。ひらがなで「などを」にする等工夫したい。
委員	新旧対照表（学校教育）７ページ「５校種間連携の強化」（２）の特に配慮すべき事項にある「保幼小指導者による合同研修会」は現在実施されているのか。
事務局	保育所、幼稚園の子どもたちと小学校の子どもたちとの交流や、新たに入学してくる子どもたちについて、先生どうしの打合せ等は十分行っている。ここでは、新入学生だけでなく、すべての学年の教職員が連携し学ぶ研修会であり、そういった研修会はまだ実施できていない。 すべての保育園、幼稚園、小学校というわけにはいかないが、連携できるところから一歩踏み込んでいきたい。
教育長	お互いの教育内容をまず理解することから始めるということである。
委員	新旧対照表（社会教育）４ページ「１家庭の教育力の向上」（２）と「２地域社会の教育力の向上」（４）の特に配慮すべき事項が同じような文言である。
事務局	京都府教育委員会が発行する「社会教育を推進するために」も両方同様の表現になっており、本市においても「家庭の教育力の向上」と「地域社会の教育力の向上」のどちらにとっても重点的な課題だと考えているので、表現を合わせている。
委員	繰り返し記載していることで意気込みを感じる。
委員	「子ども未来づくり支援事業」が何箇所か記載されているが、新旧対照表（学校教育）１３ページ「１教職員研修の充実」（１）及び（３）の特に配慮すべき事項だけ「等」が入ってない。これはなぜか。
事務局	例えば、新旧対照表（学校教育）１０ページ「４芸術・文化活動の充実」と１２ページ「１開かれた学校づくりの推進」では、本市以外にも京都府から同様の補助事業があるので「等」と記載している。「１教職員研修の充実」は、費用面の補助を行っているのは本市だけなので入れていない。

委員	冊子１ページにある冒頭の説明文で「本格的」という言葉は、私的にはポジティブな意味と捉えている。しかし、語尾を見ると「危惧される」なので、危機感をもっている意味に使われており違和感がある。
事務局	ふるさと向日市創生計画（案）と同様の文言である。
委員	冊子６ページ「安心・安全な教育環境の充実」の特に配慮すべき事項の行間が狭く見にくいと思う。
事務局	不登校やいじめについては、本市にとっても大きな課題であり内容を減らすことはできない。（１）にある活用例の並べ方を工夫する等、見やすくしたい。
教育長	今後のスケジュールについて説明願う。
事務局	現在、本市の最上位計画となるふるさと向日市創生計画が策定中であり、指導の重点は、ふるさと向日市創生計画（案）に基づき基本方針が示されている。例年なら次回承認をいただくが、本年度については、ふるさと向日市創生計画の策定後、議案として提出を考えている。また、ご意見等あればお願いしたい。
委員	各学校で年度始めに指導の重点が使われると思うが、支障はないか。
事務局	学校からも意見をいただきながら進めている。その都度、変更点も含めて学校に提示しているので、大きな支障はないと考えている。
教育長	また、お気づきの点があればご指摘いただくようお願いしたい。
教育長	次に、平成２７年度インフルエンザによる学級閉鎖の状況について報告願う。
事務局	― 平成２７年度インフルエンザによる学級閉鎖の状況について ― 本市のインフルエンザによる学級閉鎖の状況は、平成２８年１月に２小学校で３学級、１中学校で４学級であった。２月以降には、４小学校で１７学級、２中学校で１０学級と急激に増加している。 ○平成２８年２月１９日までの学級閉鎖の状況 小学校　４校　２０学級 中学校　２校　１４学級

教育長	○定点当たりの報告数 1月後半から乙訓地域では警報レベルの30を超えており、京都府全体及び全国的にはこれから発生数の増加が予想される。予防対策として、各学校で手洗い、うがい、換気に取り組んでいただいている。 次に「向日市議会平成28年第1回定例会提出予定議案について」の報告をしていただくが、この報告については公開することにより、今後の市議会での審議への影響も考えられるため、秘密会にしたいと思う。 秘密会にすることに賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会) (以上秘密会)
教育長	秘密会を解く。
教育長	閉会宣言

平成28年度



向日市の教育

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進

検討中

古代衣装ファッションショー(文化資料館)



職場体験活動



古墳出前授業(文化財調査事務所)



ふるさと学習



保幼小連携



おはなし会(図書館)



あいさつ運動



小中連携 教員研修

検討中

自転車安全教室

向日市教育委員会

平成28年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進

今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、21世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

一人一人の自立

主体的に学び、考え、行動する力を培う

一人一人が、家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。

共生する地域

日頃から顔の見える人間関係を育てる

家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。

人権が尊重される社会

人権という文化を生活の中に根付かせる

一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成）
- 本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実）
- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実）
- 身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進）
- 学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）

学校教育指導の重点

本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。

各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。

確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸ばし、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、21世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。

確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

豊かな人間性

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など

健康や体力

たくましく生きるための健康や体力

生きる力

子どもの意欲を引き出し高めるためには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。

学力の充実向上と個性を伸ばす教育の推進	1 学習指導の充実 2 特別支援教育の充実 3 キャリア教育の充実 4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実 5 校種間連携の強化
豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進	1 道徳教育の充実 2 人権教育の推進 3 生徒指導の充実 4 芸術・文化活動の充実
健やかな身体の育成と体力の向上	1 体力・運動能力の向上 2 健やかな身体の育成 3 食育の推進
家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり	1 開かれた学校づくりの推進 2 学校改善に生かす学校評価の充実
教職員の資質能力の向上	1 教職員研修の充実 2 教職員評価の実施
安心・安全な教育環境の充実	1 学校における安心・安全の確保

学力の充実向上と個性を伸ばす 教育の推進

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。

1 学習指導の充実

- (1) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な成果の普及
- (2) 学力向上プログラムに基づく学習指導の改善・充実
- (3) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (4) 基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成
- (5) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (6) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実
- (7) 学校図書館機能の充実と読書活動の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 本市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

特に配慮すべき事項

- (3) ・「中 1 振り返り集中学习」「中 2 学力アップ集中講座」「ジュニアわくわくスタディ」の活用
・音読や古典に関する学習活動を重視
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (4) ・算数・数学的活動をとおして、日常の事象を数理的に考察し、表現する学習活動を重視
・目的意識をもって観察・実験などを行い、仮説を立てたり、結果に基づいて考察したりする学習活動を重視
- (6) ・『大発見向日市』『文化遺産DVD』の活用
・市内各施設・史跡等の活用
・地域人材の活用
- (7) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公共図書館との連携
- (8) ・ALT（外国語指導助手）の積極的な活用
・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進

2 特別支援教育の充実

- (1) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実
- (3) 特別支援教育についての啓発

- (1) ・授業のユニバーサルデザイン化
・教育相談員や支援員等の積極的・効果的な活用
- (2) ・コーディネーター連絡会議の充実

3 キャリア教育の充実

- (1) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進
- (2) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実

- (1) ・地域社会と連携した体験的な学習の充実

4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実

- (1) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (2) ICT機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報モラル教育の充実
- (3) 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実

- (1) ・新聞の活用
- (2) ・デジタル教科書の効果的な活用
・情報活用能力の育成
- (3) ・地域や関係機関との連携

5 校種間連携の強化

- (1) 小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実
- (2) 幼稚園・保育所と小学校の連携強化
- (3) 各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実

- (1) ・小中や小小連携による授業研究、合同研修会の充実
- (2) ・保幼小指導者による合同研修会の実施

豊かな人間性をはぐくむ 心の教育の推進

学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。

1 道徳教育の充実

- (1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
- (2) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心等をはぐくむ授業の充実
- (3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (4) 家庭、地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり

特に配慮すべき事項

- (2) ・『道徳教育の進め方 京都市ハンドブック』等の活用
・小中学校道徳実践交流会の充実
- (4) ・あいさつ運動の推進

2 人権教育の推進

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 公開授業の実施と保護者、地域社会への啓発

- (2) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
・京都府人権関係資料等の積極的な活用

3 生徒指導の充実

- (1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (2) 児童生徒の規範意識の醸成
- (3) 異年齢交流活動や職場体験活動など「自己有用感」を育てる取組の充実

- (2) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
・「法やルールに関する教育」の推進

4 芸術・文化活動の充実

- (1) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施

- (1)(2) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用

健やかな身体の育成と 体力の向上

明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。

1 体力・運動能力の向上

- (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実
- (2) 中学校部活動の活性化
- (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成

特に配慮すべき事項

- (1) ・新体力テストの結果活用
・「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用
- (2) ・『運動部活動指導ハンドブック』の活用

2 健やかな身体の育成

- (1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
- (2) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実
- (3) 系統的・総合的な性に関する指導の充実
- (4) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実

- (1) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (2) ・「生命のがん教育授業」の活用

3 食育の推進

- (1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進
- (2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

- (1)(2) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実

家庭・地域社会との連携による 特色ある学校づくり

保護者や地域社会との連携協力を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。

1 開かれた学校づくりの推進

- (1) 保護者・地域社会への積極的な情報発信
- (2) 保護者・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進
- (3) あいさつが交わされるまちづくりの推進

特に配慮すべき事項

- (2) ・学校支援地域本部事業の活用
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (3) ・あいさつ運動の推進

2 学校改善に生かす学校評価の充実

- (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表等学校情報の発信
- (2) 学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立

- (1) ・学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信

教職員の資質能力の向上

京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。

1 教職員研修の充実

- (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実
- (2) 各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実
- (3) 教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実
- (4) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善

特に配慮すべき事項

- (1)(3)
 - ・子ども未来づくり支援事業の効果的な活用
 - ・全教職員対象の研修会の実施
- (4) ・コンプライアンスハンドブックを活用した研修の充実

2 教職員評価の実施

- (1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上

安心・安全な教育環境の充実

児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。

1 学校における安心・安全の確保

- (1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実
- (2) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない指導の徹底
- (3) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (4) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底
- (5) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (6) PTA、地域社会との連携、登下校等学校内外の安全確保の徹底

特に配慮すべき事項

- (1) ・教育相談事業等の効果的な活用
 - 巡回・来所・電話相談
 - 適応指導教室
 - スクールソーシャルワーカー
 - 心の相談サポーター
 - スクールカウンセラー
 - まなび・生活アドバイザー
 - 心の居場所サポーター
- (2) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育の充実
 - ・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握
 - ・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進
- (4) ・自転車運転免許教室等の実施
- (5) ・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
 - ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施

社会教育指導の重点

社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習の成果を活かす場や学習機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

(1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援

(2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成

(3) 社会教育関係団体との連携・協力

(4) ボランティア活動を推進する機運の醸成

(5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

2 社会教育施設における学習機会の充実

(1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発

(2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

(3) 施設の特徴と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の充実

特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館>

- ・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

- ・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実

<文化資料館>

- ・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用

<天文館>

- ・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

特に配慮すべき事項

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進
- (3) 親のPTA活動などへの積極的な参加と、PTA活動の充実に向けた取組への支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

- (1) ・就学前からの子どもの発達に応じた家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 「地域で支える学校教育推進事業（学校支援地域本部事業）」の拡充
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

(1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実

(2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
- ・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
- ・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの振興

市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。

1 スポーツ活動の推進

(1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進

(2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進

(3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進

歴史・文化資源の整備と活用

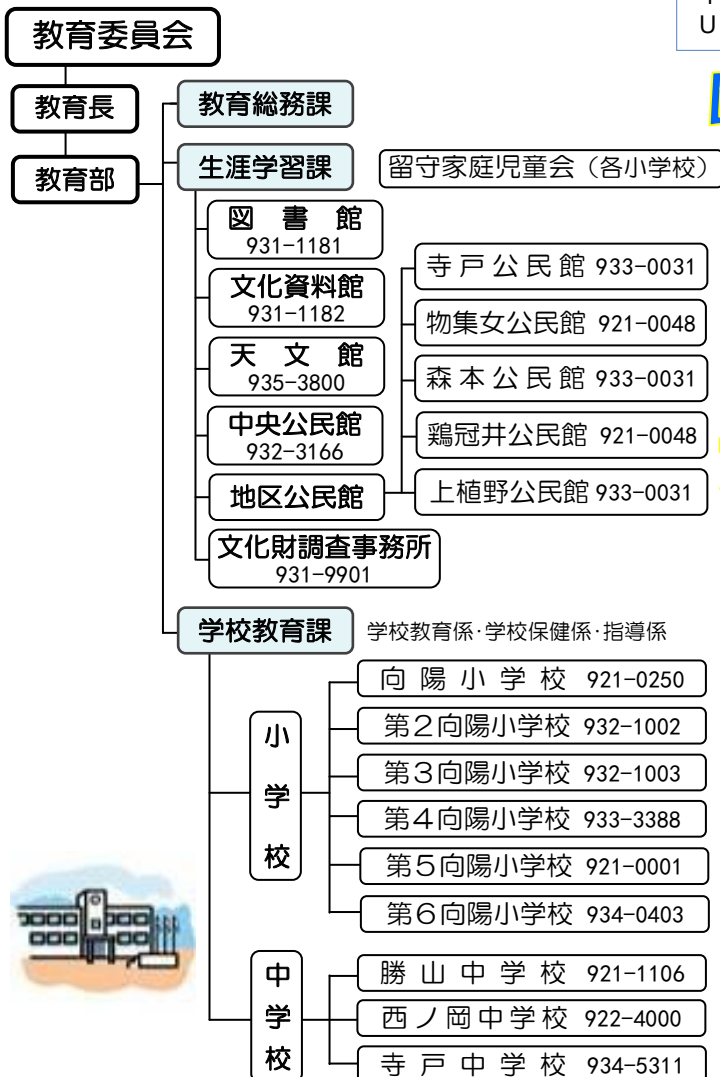
文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1 文化財の保護と活用

(1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

特に配慮すべき事項

向日市教育委員会組織図



向日市教育委員会
 〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
 TEL (075) 931-1111 (代) FAX (075) 931-2555
 URL <http://www.city.muko.kyoto.jp/>

図書館 向日市に住んでいる方、通勤・通学している方ならどなたでも借りることができます。

開館時間
 ・午前 10 時～午後 6 時
 (貸出は午後 5 時 45 分まで)
 開館時間以外の返却は、ブックポストをご利用ください。

休館日
 ・月曜日 (祝日の場合は開館し、翌日と翌々日を休館)
 ・祝日の翌日・特別整理期間 (不定期)
 ・資料整理日 (毎月末/ただし、土・日曜日のときは次の火曜日)
 ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)



文化資料館 古代の都・長岡京について常設展示し、また向日市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を果たしています。

開館時間
 ・午前 10 時～午後 6 時
 (入館は午後 5 時 30 分まで)

休館日
 ・月曜日
 (祝日の場合は開館し、翌日と翌々日を休館)
 ・祝日の翌日・展示準備期間 (不定期)
 ・資料整理日 (毎月末/ただし、土・日曜日のときは次の火曜日)
 ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)

入館料 無料



天文館 天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型天体観測室とを備えています。

開館時間
 ・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 (入館は午後 5 時まで)

休館日
 ・毎週月・火曜日
 ・国民の祝日・休日、機械調整日
 ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)

入館料 無料 (プラネタリウムは有料)



教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

・教育委員会学校教育課内
 ・月～金 8:30～17:15
 ・931-6060 (直通)

●小中学生自身の悩み 子育てについての悩みは

教育相談員

・教育委員会学校教育課内
 ・水・金 10:00～11:50 13:00～14:50
 ・お問い合わせは、931-1111 (内線 803)

スクールカウンセラー

・向陽小学校及び各中学校に配置
 ・お問い合わせは、在籍している小・中学校に

●不登校児童生徒のための 自立支援は

適応指導教室 (ひまわり広場)

・向日市天文館内に開設 (水～金 9:30～12:00)
 ・お問い合わせは、931-1111 (内線 803)

●ことばやきこえ 発達について

通級指導教室

・向陽小学校、第 3 向陽小学校、第 5 向陽小学校、第 6 向陽小学校、勝山中学校に設置
 ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、小・中学校に

●障がいのある児童生徒の 就学及び教育的支援について

教育支援委員会

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、小・中学校に



向日市の 史跡等

●竹の径

向日市特産の「孟宗竹」を使った竹垣の散策路。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500選」などに選ばれています。総延長は約1,800mで、京都府の文化的景観に選ばれています。



●寺戸大塚古墳

古墳時代前期の全長約 95mの前方後円墳で、国の史跡に指定されています。



●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約65m、高さ約7mの円形をしています。



●須田家住宅

西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家。京都府の指定文化財です。



●元稲荷古墳

古墳時代前期の全長約 92mの前方後円墳です。



●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには鶏冠井題目踊りが奉納されます。



●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●向日神社

養老2年（西暦 718 年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式で国の重要文化財に指定されています。



●中小路家住宅

西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。国登録文化財です。



●物集女車塚古墳

古墳時代後期の全長約 46mの前方後円墳で、京都府の史跡に指定されています。毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土しました。



●五塚原古墳

古墳時代前期の全長約 91m の前方後円墳です。



●東院公園

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



●一文橋

長岡京市との市境、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



●大極殿公園（大極殿・小安殿跡）

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいごくでん）です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。

●朝堂院跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。平成 4 年に国の史跡に追加指定された西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備されています。



学 校 教 育 指 導 の 重 点 （ 案 ）

	平成２７年度指導の重点	平成２８年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進 今日、国際化、高度情報化、少子高齢化など変化の激しい社会の中で、21世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。 本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 一人一人の自立 主体的に学び、考え、行動する力を培う 一人一人が、自分は家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。 共生する地域 日頃から顔の見える人間関係を育てる 家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。 人権が尊重される社会 人権という文化を生活の中に根付かせる 一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成） ●本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実） ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実） ●身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進） ●学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）	新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進 今日、<u>本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。</u> <u>また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の</u>社会の中で、21世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。 本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 一人一人の自立 主体的に学び、考え、行動する力を培う 一人一人が、自分は家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。 共生する地域 日頃から顔の見える人間関係を育てる 家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。 人権が尊重される社会 人権という文化を生活の中に根付かせる 一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成） ●本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実） ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実） ●身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進） ●学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）	〇市のふるさと向日市創生計画における時代の捉え方との整合

	平成２７年度指導の重点	平成２８年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	学校教育 指導の重点 本市は、「第５次向日市総合計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。 各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえて特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。 確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸ばし、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、２１世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。 知育 <u>基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。その際、児童生徒の発達の段階を考慮して、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣の確立を図る。</u> 徳育 <u>自然体験や社会体験等の体験学習や芸術文化活動等により、他者との関わりを通して感じ取る「自己有用感」を育てるとともに、豊かな人間性や社会性の育成を図る。</u> 体育 <u>体育・スポーツ活動や戸外での遊びなどにより、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、望ましい食習慣など基本的な生活習慣の形成に努め、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度の育成を図る。</u> 子どもの意欲を引き出し高めるには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。 〔学校教育指導の重点 目次の挿入〕	学校教育 指導の重点 本市は、「<u>ふるさと向日市創生計画</u>」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。 各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえて特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。 確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸ばし、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、２１世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。 確かな学力 <u>基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力</u> 豊かな人間性 <u>自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など</u> 健康や体力 <u>たくましく生きるための健康や体力</u> 生きる力 子どもの意欲を引き出し高めるには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。 〔学校教育指導の重点 目次の挿入〕	○市のふるさと向日市創生計画に文言修正 ○国の学習指導要領で示される生きる力（「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康や体力」）の内容に沿って修正 ○育てたい基本となる力を「生きる力」として強調

	平成27年度指導の重点	平成28年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	【基本的な改訂の方向】 1 大きな柱は、市の「ふるさと向日市創生計画」を踏まえ、6つの柱として再編成 2 大項目と中項目は、市の「ふるさと向日市創生計画」や府の「教育振興プラン」、「学校教育の重点」を踏まえ、昨年度までの内容を検討し修正 3 小項目は削除し、本年度重点的に取り組む内容について、「特に配慮すべき事項」として右欄に掲載		
	■学力の充実向上と個性を伸ばす教育の推進 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。 また、教員の指導力の向上を目指した研修の充実や各学校での自主的な教育活動の活性化を図り、特色ある教育活動を行う。 1 学習指導の充実 (1) 本市教育委員会指定研究校制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な研究成果の普及 (2) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 ●<u>学力向上対策会議を柱とした授業力向上に資する研修</u> ●<u>児童生徒による授業評価</u> ●<u>学力向上のための適切なICT活用</u> (3) <u>円滑な接続を図る小中連携の強化</u> ●<u>各教科・領域等における小中連携カリキュラムの改善と一層の活用による学力の向上</u> ●<u>小中や小小連携による授業研究、合同研修会</u> (4) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、<u>指導方法・指導体制の工夫・改善による個に応じた指導の充実</u> ●<u>学校の課題に応じた指導方法、指導体制による適切な少人数教育</u> ●<u>「漢字・計算基礎学力確認シート」等の活用による基礎・基本の徹底</u> ●<u>「中1振り返り集中学習」「中2学力アップ集中講座」などを活用した繰り返し指導等基礎・基本の徹底</u> ●<u>地域人材やボランティア等を活用した基礎学力の定着</u>	■学力の充実向上と個性を伸ばす教育の推進 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、<u>知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度を統合した「質の高い学力」</u>を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。 [全小項目において] <u>◇特に配慮すべき事項</u> 1 学習指導の充実 (1) 本市教育委員会指定研究校制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な研究成果の普及 (2) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (3) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、<u>個に応じた指導の充実による基礎学力の定着</u> ◇「中1振り返り集中学習」「中2学力アップ集中講座」<u>「ジュニアわくわくスタディ」の活用</u> ◇<u>音読や古典に関する学習活動を重視</u> ◇地域人材やボランティア等を活用した<u>補充学習の充実</u>	○質の高い学力の内容を明記 ○市の重点の大きな柱「教職員の資質能力の向上」の内容に移行 ○次年度に重点的に取り組む内容を右欄に「特に配慮すべき事項」として掲載 ○大項目5「校種間連携の強化」に中項目・小項目ともに移行 ○基礎学力の定着を強調し、中項目(4)と区別して文言を修正 ○府の事業「ジュニアわくわくスタディ」を追記し、音読指導や地域人材を活用した補充学習などを右欄に掲載

	平成２７年度指導の重点	平成２８年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	(5) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 ●『家庭学習の手引き』の改善・充実と一層の活用 ●家庭学習課題の工夫 (6) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実 ●向日市の伝統や文化・歴史・産業などに係る地域教材（『大発見向日市』の冊子や『文化遺産ＤＶＤ』等）や地域人材の活用 ●小中連携による系統的なカリキュラム (7) 各教科、道徳、総合的な学習の時間等での言語活動の充実 ●発達段階に応じた、記録、要約、説明、論述といった言語活動の充実による思考力、判断力、表現力等の育成 ●音読指導の充実 ●新聞を効果的に活用した指導 ●古典に関する指導 ●「言語活動の充実に関する指導事例集」等の活用と積極的な教材開発 (8) 学習・情報センターとしての学校図書館機能の充実と読書活動の充実 ●学校図書館を活用した授業 ●全校一斉読書 ●家庭と連携した家族ぐるみの読書活動 ●授業や教員研修等における学校図書館支援員の活用 ●学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (9) コミュニケーション能力を高める小・中学校外国語教育の充実 ●授業や教員研修等でのＡＬＴ（外国語指導助手）の積極的な活用 ●外国語指導の充実と小中学校間の円滑な接続 ●音声を中心とした外国語に慣れ親しませる活動 ●指導力向上のための教員研修	(4) 基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成 ◇算数・数学的活動をととして、日常の事象を数理的に考察し、表現する学習活動を重視 ◇目的意識をもって観察・実験などを行い、仮説を立てたり、結果に基づいて考察したりする学習活動を重視 (5) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (6) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実 ◇『大発見向日市』『文化遺産ＤＶＤ』の活用 ◇地域人材の活用 ◇市内各施設・史跡等の活用 (7) 学校図書館機能の充実と読書活動の充実 ◇学校図書館支援員の活用 ◇学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (8) グローバル化に対応できる人材の育成 ◇ＡＬＴ（外国語指導助手）の積極的な活用 ◇ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進	○中項目(3)と区別して、思考力・判断力・表現力の育成を強調 ○思考力・判断力・表現力を育成する手段として、算数・数学、理科において重視する学習活動を右欄に掲載 ○ふるさと学習の充実に向けた取組として「大発見向日市」、「文化遺産DVD」の活用及び地域人材の活用は重点として継続させ右欄に掲載 ○各施設等の活用は、大きな柱「家庭・地域社会との連携」からの移行 ○基礎学力の定着及び思考力・判断力・表現力の育成に係る手法として次年度に重点的に取り組む内容について中項目(3)、(4)に掲載 ○文言整理 ○市の事業として充実 ○府の教育振興プランに沿って文言を修正 ○ALTの活用については継続するとともに、伝統や文化に親しみ、また、多様な文化に対する興味・関心を持ち、柔軟に対応できる人材の育成

	平成27年度指導の重点	平成28年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	(10) <u>児童生徒が数理的処理のよさや楽しさに気付き、それらを進んで活用し、思考、判断する態度や能力を育成するための算数的・数学的活動の充実</u> ●数、式、図、表、グラフなど様々な表現手段を用いて考え、説明・表現する学習活動 (11) <u>自然体験、科学的な体験と科学的思考力・表現力を高める指導の充実</u> ●自然体験、科学的な体験 ●天文館等の活用による児童生徒の実感を伴った理解の促進 ●観察・実験結果の分析・解釈や科学的な概念を使った考察・説明をさせる指導 ●指導力向上のための実習を中心とした教員研修 ●最先端の大学や企業等との積極的な連携 (12) <u>本市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進</u> 2 特別支援教育の充実 (1) <u>個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用</u> ●特別支援学級、通級指導教室における個別の指導計画による個に応じた指導 ●通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対する個別の指導計画の活用 ●保育所、幼稚園、特別支援学校、福祉施設等関係機関との緊密な連携 ●的確な児童生徒理解のための教育相談員の活用 (2) <u>特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実</u> ●指導力向上のための教員研修 ●コーディネーター連絡会議 ●支援員等の積極的・効果的な活用による一人一人の教育的ニーズに応じた指導 ●児童生徒に対するきめ細かな指導のための校内委員会 (3) <u>特別支援教育についての啓発</u> ●交流及び共同学習 ●発達段階に応じた発達や障がいについての学習 ●特別支援教育についての保護者、地域社会の理解を得るための取組	(9) <u>本市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進</u> 2 特別支援教育の充実 (1) <u>個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用</u> ◇授業のユニバーサルデザイン化 ◇教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用 (2) <u>特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実</u> ◇コーディネーター連絡会議の充実 (3) <u>特別支援教育についての啓発</u>	○思考力・判断力・表現力の育成に向け取り組む内容を、中項目(4)に掲載するため中項目・小項目ともに削除 ○思考力・判断力・表現力の育成に向け取り組む内容を、中項目(4)に掲載するため中項目・小項目ともに削除 ○文言整理 ○特別支援学級だけでなく、通常の学級における学習指導の充実を図るため、授業のユニバーサルデザイン化、市の教育相談員や支援員の効果的な活用を強調 ○校内推進体制の中心となるコーディネーターによる連絡会議は文言を修正し、継続して掲載

	平成27年度指導の重点	平成28年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	3 キャリア教育の充実 (1) <u>キャリア発達を促すため、キャリア教育を教育課程に適切に位置づけ、計画的・体系的な指導の充実</u> (2) <u>啓発的体験を得させる活動を通して、生き方についての自覚を深めるための体験学習の充実</u> ●多様で幅広い他者との人間関係の形成のための場や機会の設定 ●小学校段階からの主体的な進路選択への展望を持たせる取組 ●中学2年生全員の職場体験活動 (3) <u>希望進路の実現のための学力の充実・向上と組織的・計画的・継続的な進路指導の充実</u> 4 情報教育の充実 (1) <u>I C T機器を効果的に活用した分かりやすい授業の実施</u> (2) <u>教育活動全体を通じた情報活用能力の育成</u> (3) <u>情報モラル教育の充実</u> ●携帯電話やスマートフォンの普及を踏まえたインターネット、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などの正しい利活用について、関係機関との連携等による体系的な指導 ●P T Aや地域社会との連携による啓発	3 キャリア教育の充実 (1) <u>キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進</u> ◇地域社会と連携した体験的な学習の充実 (2) <u>主体的な進路選択と希望進路の実現のための進路指導の充実</u> 4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実 (1) <u>国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成</u> ◇新聞の活用 (2) <u>I C T機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報モラル教育の充実</u> ◇デジタル教科書の効果的な活用 ◇情報活用能力の育成 (3) <u>持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実</u> ◇地域や関係機関との連携	○府の学校教育の重点に沿って文言を修正し、その手段としてこれまでから実施してきた職場体験活動等を含め、地域社会と連携した体験的な学習について右欄に掲載 ○府の教育振興プランに沿って文言を修正 ○府の教育振興プランや学校教育の重点の内容に沿って、「情報教育」、「環境教育」の内容等を現代的課題として統合し、文言を修正して新たに大項目4として掲載 ○積極的に社会参画できる資質能力を育成 ○ICT機器の効果的活用及び情報モラル教育を統合 ○デジタル教科書の効果的な活用を強調し右欄に掲載 ○情報活用能力の育成を強調し右欄に掲載 ○新たな中項目(2)に統合 ○「環境教育」を中項目(3)として掲載 ○地域や関係機関と連携した取組は継続して右欄に掲載

	平成 2 7 年度指導の重点	平成 2 8 年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	<u>5 環境教育の推進</u> (1) <u>環境保全や環境に対する豊かな感性と、環境に配慮した生活や行動ができる実践的態度の育成</u> ●<u>地球環境保全や地球温暖化防止に係る学習・調査</u> ●<u>自然体験学習や環境保全活動等</u> ●<u>家庭、事業所、地域社会や関係機関等との連携</u> (2) <u>学校施設における省エネルギー対策の推進</u> ●<u>学校における 4 R の取組（Reduceリデュース：減らすReuseリユース：繰り返し使うRecycleリサイクル：再資源化 Refuseリフューズ：不必要な物は断る）</u> ●<u>家庭・地域社会との連携</u> <u>6 校種間連携の強化</u> (1) <u>小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実</u> ●<u>小中や小小連携による授業研究、合同研修会</u> ●<u>各教科・領域等における小中連携カリキュラムの改善</u> (2) <u>幼稚園・保育所と小学校の連携強化</u> ●<u>接続を意識した効果的な保幼小連携会議</u> ●<u>保幼小相互の保育・授業参観</u> ●<u>体験入学や出前授業</u> (3) <u>各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実</u>	<u>5 校種間連携の強化</u> (1) <u>小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実</u> ◇小中や小小連携による授業研究、合同研修会<u>の充実</u> (2) <u>幼稚園・保育所と小学校の連携強化</u> ◇<u>保幼小指導者による合同研修会の実施</u> (3) <u>各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実</u>	○府の教育振興プランや学校教育の重点の内容に沿って、「情報教育」、「環境教育」の内容等を現代的課題として統合し、文言を修正して新たに大項目 4 として掲載するため削除 ○文言整理 ○文言整理 ○保幼小職員による相互の教育についての理解を深める取組を強調

	平成２７年度指導の重点	平成２８年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	■ 豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進 学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。 １ 道徳教育の充実 (1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (2) <u>子どもの自立心や自律性、生命を尊重する心の育成を全学年共通する重点とするとともに、各学年における重点項目の明確化と一層の授業改善</u> ●「道徳の時間」の充実に資する研修（『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用） ●<u>各小中学校の典型実践の交流</u>（小中学校道徳実践交流会等） (3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (4) 家庭、地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり ●あいさつ運動の推進 ●<u>地域人材の積極的活用</u> ２ 人権教育の推進 (1) <u>「新京都府人権教育・啓発推進計画」及び「向日市人権教育・啓発推進計画」</u>を踏まえた人権教育の推進 (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 ●普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 ●京都府人権関係資料等の積極的な活用 ●<u>人権作文・標語・ポスターコンクール等への参加</u> (3) 公開授業の実施と保護者、地域社会への啓発 <u>(4) 教職員の人権感覚、指導力向上のための研修会の充実</u>	■ 豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進 学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。 １ 道徳教育の充実 (1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (2) 子どもの自立心や自律性、<u>人を思いやり生命を大切にすること等をはぐくむ授業の充実</u> ◇<u>『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用</u> ◇<u>小中学校道徳実践交流会の充実</u> (3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (4) 家庭、地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり ◇あいさつ運動の推進 ２ 人権教育の推進 (1) <u>「京都府人権教育・啓発推進計画（第２次）」及び「第２次向日市人権教育・啓発推進計画」</u>を踏まえた人権教育の推進 (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 ◇普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 ◇京都府人権関係資料等の積極的な活用 (3) 公開授業の実施と保護者、地域社会への啓発	○府の学校教育の重点に沿って、文言を修正 ○道徳の教科科を見据え、府の京都式ハンドブックの活用及び実践交流会については継続し、右欄に掲載 ○家庭・地域社会と一体となった取組として継続 ○府や市の人権教育・啓発推進計画が改定 ○大きな柱「教職員の資質能力の向上」に移行

	平成27年度指導の重点	平成28年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	3 生徒指導の充実 (1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実 ●<u>児童生徒の発達段階や継続性を踏まえた指導に資する小中連携</u> ●<u>生徒指導に資する研修</u> (2) <u>不登校の未然防止、早期発見、早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実</u> ●<u>教育相談員、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、心の居場所サポーターや関係機関との連携による児童生徒支援</u> ●<u>適応指導教室や市の教育相談事業の効果的な活用</u> (3) <u>向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応といじめを許さない指導の徹底</u> ●<u>いじめの防止等に関する校内組織による実効的な取組</u> ●<u>いじめの未然防止や早期発見に向けて、家庭・地域・警察等の関係機関との連携の強化や府の事業の効果的な活用</u> ●<u>乙訓いじめ問題対策連絡会議によるいじめ防止等の取組の充実</u> ●<u>いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育</u> ●<u>定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握</u> ●<u>「ネットいじめ」等の未然防止を図る家庭や地域社会と連携した情報モラル指導</u> (4) <u>児童生徒の規範意識の醸成</u> ●<u>決まりやルールを守る意義や重要性を理解し、行動につなげる能力や態度の育成（非行防止教室等の実施）</u> ●<u>家庭、地域社会や関係諸機関との連携強化</u> (5) <u>異年齢交流活動や職場体験活動など「自己有用感」を育てる取組の充実</u> ●<u>保育所・幼稚園児と小中学生、小学生と中学生の相互訪問、遊び交流等</u> ●<u>世代間交流や地域社会との連携による交流・体験活動</u>	3 生徒指導の充実 (1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実 (2) <u>児童生徒の規範意識の醸成</u> ◇<u>非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施</u> ◇<u>「法やルールに関する教育」の推進</u> (3) <u>異年齢交流活動や職場体験活動など「自己有用感」を育てる取組の充実</u>	○「不登校」、「いじめ」に係る内容は、府の教育振興プランの【重点目標】の整理に沿い、大きな柱「安心・安全な教育環境の充実」に移行 ○文言修正 ○取組として薬物乱用防止教室等を強調するとともに法やルールに関する教育を推進 ○文言修正

	平成27年度指導の重点	平成28年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	4 芸術・文化活動の充実 (1) 地域の歴史や我が国の伝統や文化等を学ぶ機会の充実 ●地域教材、人材の積極的活用による体験的学習 ●古典に関する指導 (2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施 ●音楽、図画工作・美術の授業の充実 ●作品展等への積極的な参加 ●本物の芸術・伝統文化に触れるなど効果的な芸術・文化活動 ■健康の増進、体力の向上、安全・安心の確保 明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てる。 <u>児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりを行う。</u> 1 体力・運動能力の向上 (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実 ●体力テストの結果や『京の子ども元気なからだスタンダード』等の活用 ●日常的に運動に親しむための取組 (2) 中学校部活動の活性化 ●トップレベルの競技者等の招致 ●『運動部活動指導ハンドブック』を活用した部活動の活性化 (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成	4 芸術・文化活動の充実 (1) 地域の歴史や我が国の伝統や文化等を学ぶ機会の充実 (2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施 (1) (2) ◇専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 ◇子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 ■ 健やかな身体の育成と体力の向上 明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てる <u>とともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。</u> 1 体力・運動能力の向上 (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実 ◇新体力テストの結果活用 ◇「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用 (2) 中学校部活動の活性化 ◇『運動部活動指導ハンドブック』の活用 (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成	○文言整理 ○次年度の重点的な取組として、専門家等による指導や子ども未来づくり支援事業の効果的な活用等を新たに掲載 ○市のふるさと向日市創生計画（施策3）に沿って文言を修正 ○市のふるさと向日市創生計画（基本方向）に沿って文言を修正 ○文言を整理し継続して掲載 ○文言を整理し継続して掲載

	平成27年度指導の重点	平成28年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	2 健康安全教育の充実 (1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 ●「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (2) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育的充実 (3) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底 (4) 系統的・総合的な性に関する指導の充実 (5) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実 3 食育の推進 (1) 「向日市食育推進計画」を踏まえ、学校教育活動全体を通じた食育の推進 ●栄養教諭・栄養士による授業 ●栽培体験、農業体験等の体験活動 ●望ましい食習慣を形成する給食指導 (2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成 4 学校における安全・安心の確保 (1) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 ●学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ●京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 ●様々な場面を想定した避難訓練 (2) P T A、地域社会との連携、登下校等学校内外の安全確保の徹底	2 健やかな身体の育成 (1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 ●「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (2) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実 ◇「生命のがん教育授業」の活用 (3) 系統的・総合的な性に関する指導の充実 (4) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実 3 食育の推進 (1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進 ◇栄養教諭・栄養士による授業 (2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成	○大きな柱の再編に伴い、文言を修正 ○重点的取組として継続 ○中項目(2)(3)は、大きな柱の再編に伴い、「学校における安心・安全の確保」に移行 ○「がん教育」等児童生徒が自らの健康を適切に管理・改善していく教育を充実していくため、中項目、小項目ともに新たに掲載 ○文言整理 ○文言整理 ○文言修正 ○重点的な取組として継続 ○大項目4の内容は、大きな柱の再編に伴い、「学校における安心・安全の確保」に移行

	平成２７年度指導の重点	平成２８年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	■ 家庭・地域社会との連携 保護者や地域社会との連携協力を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図る。 １ 開かれた学校づくりの推進 (1) 保護者・地域社会への積極的な情報発信 ●授業参観や学校公開 ●学校だよりやホームページの内容の充実 (2) 保護者・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進 ●地域行事（地区運動会等）への積極的な参加 ●「学校支援地域本部事業」等による地域人材の積極的な活用とさらなる「質の高い学力」の充実 (3) あいさつが交わされるまちづくりの推進 ２ 学校改善に生かす学校評価の充実 (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表等学校情報の発信 (2) 学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立 ３ ふるさと向日市の歴史・文化・人材等を生かした教育の充実 (1) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ指導の充実 ●小中連携による９年間を通した「ふるさと学習」 ●向日市天文館、向日市文化資料館、向日市文化財調査事務所をはじめ市内各施設や史跡等を活用した体験学習 (2) 社会人講師、学校支援ボランティア等の積極的な活用	■ 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり 保護者や地域社会との連携協力を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。 １ 開かれた学校づくりの推進 (1) 保護者・地域社会への積極的な情報発信 (2) 保護者・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進 ◇学校支援地域本部事業の活用 ◇子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (3) あいさつが交わされるまちづくりの推進 ◇あいさつ運動の推進 ２ 学校改善に生かす学校評価の充実 (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表等学校情報の発信 ◇学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信 (2) 学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立	○市のふるさと向日市創生計画（施策４）に沿って文言を修正 ○市のふるさと向日市創生計画（基本方向）に沿って文言を修正 ○文言修正 ○市の事業の効果的な活用を強調 ○家庭・地域社会と連携した具体の取組として掲載 ○学校の自己評価及び学校関係者評価について、学校だよりやHP等での情報発信を充実 ○大項目３の内容は、大きな柱「学力の充実向上と個性を伸ばす教育の推進」に移行

	平成２７年度指導の重点	平成２８年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	■ 教職員の資質能力の向上 <u>教職員は、人間の成長発達について深い理解と児童生徒に対する教育的愛情を持ち、豊かな識見と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲をもって、計画的・継続的な教育実践に取り組み、公教育を推進する。</u> 京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。 １ 教職員研修の充実 (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実 ●全教職員対象の研修会 ●<u>各校の研究課題や教職員の実態等を踏まえた校内研修</u> (2) <u>京都府教育委員会等が行う研修会や授業研究会等への積極的参加</u> (3) <u>各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実</u> (4) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善 ２ 教職員評価の実施 (1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上	■ 教職員の資質能力の向上 京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。 １ 教職員研修の充実 (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実 (2) <u>各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実</u> (3) <u>教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実</u> (1) (3) ◇<u>子ども未来づくり支援事業の効果的な活用</u> ◇<u>向日市教職員研修会の実施</u> (4) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善 ◇<u>コンプライアンスハンドブックを活用した研修の充実</u> ２ 教職員評価の実施 (1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上	○ 全教職員が公教育を推進するために持つべき資質・能力や意欲について理解されており削除 ○府の研修会等へは積極的な参加が定着しており削除 ○文言修正 ○大項目「人権教育の推進」から移行 ○市の事業を充実 ○向日市教職員研修会の講座として継続させ、重点的な取組として掲載 ○教職員の体罰の根絶に向けた手法として掲載

	平成27年度指導の重点	平成28年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	(再掲) 健康の増進、体力の向上、安全・安心の確保 <u>明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てる。</u> <u>児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりを行う。</u> (再掲) 豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進 3 生徒指導の充実 (2) 不登校の未然防止、早期発見、早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実 ●<u>教育相談員、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、心の居場所サポーターや関係機関との連携による児童生徒支援</u> ●<u>適応指導教室や市の教育相談事業の効果的な活用</u> (3) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応といじめを許さない指導の徹底 ●<u>いじめの防止等に関する校内組織による実効的な取組</u> ●<u>いじめの未然防止や早期発見に向けて、家庭・地域・警察等の関係機関との連携の強化や府の事業の効果的な活用</u> ●<u>乙訓いじめ問題対策連絡会議によるいじめ防止等の取組の充実</u> ●<u>いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育</u> ●<u>定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握</u> ●<u>「ネットいじめ」等の未然防止を図る家庭や地域社会と連携した情報モラル指導</u> (再掲) 健康の増進、体力の向上、安全・安心の確保 2 健康安全教育の充実 (2) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (3) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底	安心・安全な教育環境の充実 <u>児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。</u> 1 学校における安心・安全の確保 (1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実 ◇<u>教育相談事業等の効果的な活用</u> <u>巡回・来所・電話相談 適応指導教室</u> <u>スクールソーシャルワーカー 心の相談サポーター</u> <u>スクールカウンセラー まなび・生活アドバイザー</u> <u>心の居場所サポーター</u> (2) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない指導の徹底 ◇<u>いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育</u> ◇<u>定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握</u> ◇<u>児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進</u> (3) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (4) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底 ◇<u>自転車運転免許教室の実施</u>	○市のふるさと向日市創生計画（施策6）に沿って新たに掲載 ○市のふるさと向日市創生計画（基本方向）に沿って新たに掲載 ○大きな柱に沿って、新たな大項目として掲載 ○大きな柱の再編に伴い、「豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進」より移行 ○市の教育相談事業や府の事業の効果的な活用を促すため、具体の取組や支援員等を強調して右欄に掲載 ○大きな柱の再編に伴い、「豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進」より移行 ○いじめの未然防止に向けた取組の中でも次年度重点的に取り組む内容 ○中項目(2)(3)は、大きな柱の再編に伴い、「健康の増進、体力の向上、安全・安心の確保」より移行 ○全小学校における自転車運転免許教室の実施を継続

	平成27年度指導の重点	平成28年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	<u>4 学校における安全・安心の確保</u> (1) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 ●学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ●京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 ●様々な場面を想定した避難訓練 (2) P T A、地域社会との連携、登下校等学校内外の安全確保の徹底	<u>(5) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底</u> <u>◇学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善</u> <u>◇京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施</u> <u>(6) P T A、地域社会との連携、登下校等内外の安全確保の徹底</u>	○中項目(5)(6)は大きな柱の再編に伴い、「健康の増進、体力の向上、安全・安心の確保」より移行 ○学校における安全管理の徹底に向けた取組として継続

社会教育指導の重点（案）

	平成２７年度指導の重点	平成２８年度指導の重点	改訂理由、＜主な取組＞
	社会教育 指導の重点 社会教育においては、「第５次向日市総合計画」「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。 さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「<u>新京都府人権教育・啓発推進計画</u>」及び「<u>向日市人権教育・啓発推進計画</u>」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。 〔社会教育指導の重点 目次の挿入〕	社会教育 指導の重点 社会教育においては、「<u>ふるさと向日市創生計画</u>」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。 さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「<u>京都府人権教育・啓発推進計画（第２次）</u>」及び「<u>第２次向日市人権教育・啓発推進計画</u>」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。 〔社会教育指導の重点 目次の挿入〕	○市の最上位計画である「ふるさと向日市創生計画」に文言を修正 ○「人権関係計画（府・市ともに第２次）」の改訂に沿って、文言を修正 ○市の「ふるさと向日市創生計画」及び府の「社会教育を推進するために」の項目内容に沿って、順番を変更
	【基本的な改訂の方向】 １ 大きな柱は、市の「ふるさと向日市創生計画」を踏まえ、５つの柱として再編成 ２ 大項目と中項目は、市の「ふるさと向日市創生計画」や府の「教育振興プラン」、「社会教育を推進するために」を踏まえ、昨年度までの内容を検討し修正 ３ 小項目は削除し、本年度重点的に取り組む内容について、「特に配慮すべき事項」として右欄に掲載		
	■生涯学習社会の実現 <u>～ 生涯にわたり学ぶ～</u> 市民が生涯にわたり、多様な学習活動を主体的に行うことができる生涯学習社会の実現を目指すため、市民の自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習の成果を<u>生かす</u>場や機会の充実に努める。 １ 生涯学習の振興 (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援 ●生涯学習団体の活動支援、生涯学習情報冊子の発行、講座の開催 ●学習ニーズに対応した視聴覚ライブラリーの積極的な活用	■生涯学習環境の充実 市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができる<u>よう</u>、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習の成果を<u>活かす</u>場や<u>学習</u>機会の充実に努める。 〔全小項目において〕 <u>特に配慮すべき事項</u> １ 生涯学習の振興 (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援 <u>◇ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供</u>	○市の「ふるさと向日市創生計画（柱２の施策分野１１の施策１）」に沿って文言を修正（合わせて副題を削除） ○市の「ふるさと向日市創生計画（基本方向）」に沿って文言を修正 ○次年度に重点的に取り組む内容を右欄に「特に配慮すべき事項」として掲載 ○市の「ふるさと向日市創生計画」で取組として掲げた項目を右欄に掲載

	(2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成 (3) 社会教育関係団体との連携・協力 ●社会教育関係団体に対する適切な指導・助言と情報提供 (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成 (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働 2 社会教育施設における学習機会の充実 (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発 (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進 (3) 施設の特色と本市の特性を<u>生かした事業展開と学習相談体制の充実</u> 〈公民館〉 ●健康、環境、情報、防災などの現代的課題に関する学習機会の充実 ●地域の課題の解決に向けた学習機会の提供による、地域づくりの担い手の育成 ●利用しやすい施設運営による、市民の交流拠点としての利用の促進 〈図書館〉 ●多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実 ●子どもから青年期における図書の充実による読書活動の推進 ●図書館ボランティアの育成及び自発的・主体的な活動の支援 〈文化資料館〉 ●古代の都「長岡京」を総合的に紹介する常設展示やホームページによる市内の歴史・文化に関する情報発信の充実 ●向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用 ●学校との連携による、子どもを対象とした地域の歴史と文化を学ぶ機会の提供 〈天文館〉 ●プラネタリウム投影会、各種観望会や学習講座等の開催による天文学習施設としての機能充実 ●ボランティアの発掘と養成 ●多目的な活用による、利用機会の拡充	(2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成 (3) 社会教育関係団体との連携・協力 (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成 (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働 2 社会教育施設における学習機会の充実 (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発 (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進 (3) 施設の特色と本市の特性を<u>活かした事業展開と学習相談体制の充実</u> ◇社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり 〈公民館〉 ◇現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成 〈図書館〉 ◇多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実 〈文化資料館〉 ◇向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用 〈天文館〉 ◇プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実	○文言整理 ○社会教育施設ごとに「特に配慮すべき事項」について記載することを右欄に掲載 ○文言整理 ○文言整理
--	--	---	---

■人権教育・啓発の推進 ～一人一人の人権の尊重～ 向日市人権教育・啓発推進計画」に基づき、市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。 1 人権教育の推進 (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実 ●人権強調月間（8月）・人権週間（12月）等における研修会 ●社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実 ●関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動 ●「向日市男女共同参画推進条例」を踏まえた講座等の開催 ●障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実 ●視聴覚ライブラリーの積極的な活用 (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進 ■家庭・地域社会の教育力の向上 ～家庭教育への支援、地域の教育力の向上～ 本的な生活習慣、豊かな心や他人に対する思いやりをはぐくむ上で重要な役割を担っている家庭の教育力を高めるため、親に対する学習活動等の支援に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子どもをはぐくみ、<u>地域社会の教育力が高まる取組を推進する。</u> 1 家庭の教育力の向上 (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実 ●<u>親やこれに準じる人の役割や重要性についての学習会や親子で参加できる行事等</u> ●子育ての不安をやわらげ、親同士のつながりを促進する「親のための応援塾」	(後述) ■家庭・地域社会の教育力の向上 <u>家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実</u>に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子ども<u>たち</u>をはぐくむ<u>環境づくり</u>を推進する。 1 家庭の教育力の向上 (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実 <u>◇就学前からの子どもの発達に応じた家庭教育に関する学習機会の提供</u>	○市の「ふるさと向日市創生計画」及び府の「社会教育を推進するために」の項目内容に沿って、順番を変更 ○市の「ふるさと向日市創生計画（柱2の施策分野11の施策2）」に沿って文言を修正（副題を削除）するとともに、市の「教育大綱」及び府の「社会教育を推進するために」の項目内容に沿って、順番を変更 ○市の「ふるさと向日市創生計画（基本方向）」に沿って文言を修正 ○市の「ふるさと向日市創生計画」で取組として掲げた項目を右欄に掲載
---	--	---

- (2) 「早寝・早起き・朝ごはん」など、基本的な生活習慣の重要性についての理解の促進
- 地域の青少年健全育成団体との連携による基本的な生活習慣の確立に向けた取組
 - 家庭教育講座
- (3) 親のPTA活動などへの積極的な参加と、PTA活動の充実に向けた取組への支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実
- 乳幼児期からの読み聞かせや家庭読書の習慣を身に付けるための取組

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 「地域で支える学校教育推進事業（学校支援地域本部事業）」の拡充
 - (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
 - (3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成
 - (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- 携帯電話やスマートフォンの普及を踏まえたインターネット・SNSなどの正しい利活用など、情報モラルの確立
 - いじめの防止等に向けて、PTAや関係団体との連携による取組
 - 「京都府青少年の健全な育成に関する条例」を踏まえた、啓発活動及び環境浄化活動
 - 地域の青少年健全育成団体との連携による「安全見守りパトロール」
 - 地域全体で子どもをはぐくむ、あいさつ運動
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

(再掲)

■人権教育・啓発の推進

～一人一人の人権の尊重～

「向日市人権教育・啓発推進計画」に基づき、市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代課題についての理解の促進
- ◇ PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代課題への理解促進に向けた取組を推進
- (3) 親の P T A 活動などへの積極的な参加と、P T A 活動の充実に向けた取組への支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 「地域で支える学校教育推進事業（学校支援地域本部事業）」の拡充
 - (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
 - (3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成
 - (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- ◇ 地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

■人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

○府の「教育振興プラン」及び「社会教育を推進するために」に沿って、「現代的課題」の文言を中項目に掲載するとともに、「特に配慮すべき事項」として右欄に掲載

○府の「教育振興プラン」及び「社会教育を推進するために」に沿って、「現代的課題」の文言を、「特に配慮すべき事項」として右欄に掲載

○市の「教育大綱」及び府の「社会教育を推進するために」の項目内容に沿って、順番を変更するとともに、副題は削除

○計画については、「社会教育 指導の重点」の説明文と重複するため、削除

	1 人権教育の推進 (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実 ●人権強調月間（８月）・人権週間（１２月）等における研修会 ●社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実 ●関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動 ●「向日市男女共同参画推進条例」を踏まえた講座等の開催 ●障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実 ●視聴覚ライブラリーの積極的な活用 (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進 ■文化・スポーツの振興 ～文化・スポーツ活動の推進～ 生活に潤いと活力をもたらし、豊かな人間性をはぐくむため、文化活動の促進に努める。 「向日市スポーツ振興基本計画」に基づき、市民が健康で心豊かに暮らせる生涯スポーツ社会の実現に努める。 1 文化活動の促進 (1) 地域の伝統文化の継承発展と芸術・文化に親しむ機会の拡充 ●文化活動に関する情報提供 ●地域の特性を生かした伝統文化、芸術・文化活動 2 文化財の保護と活用 (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進 (2) 朝堂院跡を歴史・文化遺産をめぐる拠点とし、学習・観光・防災など多様な活用による利用機会の拡充 (3) （公財）向日市埋蔵文化財センターの調査・研究成果等の情報発信	1 人権教育の推進 (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実 ◇社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実 ◇関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進 ◇障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実 (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進 ■スポーツの振興 (後述) 市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。 (後述)	○文言整理 ○市の「ふるさと向日市創生計画（柱２の施策分野１２の施策１）」に沿って文言を修正（合わせて副題を削除）するとともに、市の「教育大綱」の項目内容に沿って、順番を変更 ○市の「ふるさと向日市創生計画（基本方向）」に沿って文言を修正
--	---	--	--

	<u>3</u> スポーツ活動の推進 <u>(1) スポーツ実施率の向上を図る取組の充実</u> ●多様化するスポーツ需要に対応するための、スポーツ推進委員の指導力向上 ●スポーツ推進委員の連絡調整活動への支援 ●スポーツ団体や地域スポーツ等の指導者に対する研修 <u>(2) 健康保持増進と仲間づくりのための多様なスポーツ活動の推進</u> <u>(3) スポーツを楽しめる環境づくりの推進</u> ●トップアスリート派遣事業、国体選手等派遣事業の活用 ●総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスportsクラブ」の主体的運営に向けての支援 ●学校体育施設の効果的な貸出しによる利用促進 <u>(4) （公財）向日市スポーツ文化協会との連携強化による、競技人口の増加と競技水準の向上</u> ●市民総合体育大会の一層の充実による競技水準の向上 ●スポーツ交流フェアの開催 <u>(5) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実</u> (再掲) ■文化・スポーツの振興 <u>～文化・スポーツ活動の推進～</u> <u>生活に潤いと活力をもたらし、豊かな人間性をはぐくむため、文化活動の促進に努める。</u> <u>1</u> 文化活動の促進 <u>(1) 地域の伝統文化の継承発展と芸術・文化に親しむ機会の拡充</u> ●文化活動に関する情報提供 ●地域の特性を生かした伝統文化、芸術・文化活動	<u>1</u> スポーツ活動の推進 <u>(1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進</u> <u>◇公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実</u> <u>(2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進</u> <u>◇総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスportsクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進</u> <u>(3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実</u> ■歴史・文化資源の整備と活用 <u>文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。</u>	○順番変更 ○市の「ふるさと向日市創生計画」及び府の「社会教育を推進するために」に沿って、(1) (2) (4) の中項目を、集約し掲載。なお、スポーツ文化協会等との連携やスポーツ実施率の向上については、「特に配慮すべき事項」として右欄に掲載 ○順番変更 ○文言整理 ○順番変更 ○市のふるさと向日市創生計画（柱１の施策分野１の施策１）に沿って文言を修正（合わせて副題を削除）するとともに、市の「教育大綱」の項目順に沿って、順番を変更 ○市のふるさと向日市創生計画（基本方向）に沿って文言を修正 ○地域の伝統文化は「文化財の保護と活用」の大項目に、芸術・文化活動は「生涯学習の振興」や「社会教育施設における学習機会の充実」の大項目と重複する内容となるため、削除
--	---	---	--

	<u>2</u> 文化財の保護と活用 (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進 <u>(2) 朝堂院跡を歴史・文化遺産をめぐる拠点とし、学習・観光・防災など多様な活用による利用機会の拡充</u> <u>(3) (公財) 向日市埋蔵文化財センターの調査・研究成果等の情報発信</u>	<u>1</u> 文化財の保護と活用 (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進	○順番を変更 ○(2)(3)の中項目については、(1)の中項目と重複した内容となるため削除
--	--	---	---

報 告 資 料

報告者	職名	学校教育課長
	氏名	吉田 健

平成28年2月19日

事業名等	平成27年度インフルエンザによる学級閉鎖の状況について																																									
現 状	○インフルエンザによる学級閉鎖は、平成28年1月に2小学校で3学級、1中学校で4学級の発生があった。 2月以降、4小学校で17学級、2中学校で10学級と急激に増加。 ○学級閉鎖の状況 平成28年1月から2月19日までの間 <table><tr><td></td><td>【27年度】</td><td>【26年度】</td><td>【25年度】</td></tr><tr><td>小学校</td><td>4校 20学級</td><td>(30学級)</td><td>(13学級)</td></tr><tr><td>中学校</td><td>2校 14学級</td><td>(7学級)</td><td>(3学級)</td></tr></table> ○流行状況について 学級閉鎖を実施した学級数 <table><tr><td>平成28年1月27日(水)～1月29日(金)</td><td>7学級</td></tr><tr><td>2月1日(月)～2月5日(金)</td><td>10学級</td></tr><tr><td>2月8日(月)～2月12日(金)</td><td>8学級</td></tr><tr><td>2月15日(月)～2月19日(金)</td><td>9学級</td></tr><tr><td>計</td><td>34学級</td></tr></table> ○定点当たりの報告数 <table><tr><td></td><td>2月1～7日</td><td>1月25～31日</td><td>1月18～24日</td></tr><tr><td>乙訓地域</td><td>25.00</td><td>30.43</td><td>13.33</td></tr><tr><td>京 都 府</td><td>24.77</td><td>15.91</td><td>8.62</td></tr><tr><td>全 国</td><td>34.66</td><td>22.57</td><td>10.56</td></tr></table>					【27年度】	【26年度】	【25年度】	小学校	4校 20学級	(30学級)	(13学級)	中学校	2校 14学級	(7学級)	(3学級)	平成28年1月27日(水)～1月29日(金)	7学級	2月1日(月)～2月5日(金)	10学級	2月8日(月)～2月12日(金)	8学級	2月15日(月)～2月19日(金)	9学級	計	34学級		2月1～7日	1月25～31日	1月18～24日	乙訓地域	25.00	30.43	13.33	京 都 府	24.77	15.91	8.62	全 国	34.66	22.57	10.56
	【27年度】	【26年度】	【25年度】																																							
小学校	4校 20学級	(30学級)	(13学級)																																							
中学校	2校 14学級	(7学級)	(3学級)																																							
平成28年1月27日(水)～1月29日(金)	7学級																																									
2月1日(月)～2月5日(金)	10学級																																									
2月8日(月)～2月12日(金)	8学級																																									
2月15日(月)～2月19日(金)	9学級																																									
計	34学級																																									
	2月1～7日	1月25～31日	1月18～24日																																							
乙訓地域	25.00	30.43	13.33																																							
京 都 府	24.77	15.91	8.62																																							
全 国	34.66	22.57	10.56																																							